

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-35）原子炉スクラム時排水弁のグラウンド部より水の微少リークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	中性子計測系中性子源領域モニタ及び中間領域モニタの指示値にノイズの影響と推定される変動が認められたため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
3	2号機	計装用空気系除湿装置（A）出口温度検出器の点検において、絶縁抵抗測定値の著しい低下が認められたため、当該温度検出器を交換	GⅢ	
4	2号機	計装用空気系除湿装置（A）排気温度指示計付スイッチの点検において、デジタル表示部に一部表示不良（百の位）が認められたため、当該温度指示計付スイッチを交換	GⅢ	
5	2号機	計装用空気系除湿装置（A）出口温度指示計付スイッチの点検において、指示精度に低下傾向が認められたため、当該温度指示計付スイッチを交換	対象外	
6	2号機	不活性ガス系移動式炉内計装系用窒素ガス入口弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）流量記録計の点検において、動作不良が認められたため、当該流量記録計を交換	GⅢ	
8	3号機	残留熱除去系ポンプ（A）の振動記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	GⅢ	
9	3号機	非常用ガス処理系のプロセス放射線モニタ用サンプリング流量低を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	GⅢ	
10	4号機	給水、復水温度記録計の印字機構部の部品に破損が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	GⅢ	
11	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）用軸シール水温度調節弁の入口側止弁の浸透探傷検査において、弁座シート面に浸透指示模様が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	主蒸気隔離弁監視用テレビカメラ装置に映像不良が認められたため、当該カメラ装置を交換	GⅢ	
13	6号機	主タービン湿分分離器ドレンレベル制御弁の駆動用空気圧力指示計の計器止弁に開閉操作不可（固着）及びグラウンド部よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該止弁を交換	GⅢ	
14	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 7）出口樹脂ストレーナの上における復水入口弁手入れ後復旧時のエアブロー実施により、周辺の塵埃等が舞い上がり、同エリア天井部に設置されている火災報知器が誤作動したため、対応検討	GⅢ	
15	6号機	漏えい検出系制御盤にタービン建屋東側屋外トレンチの漏えいの可能性を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉建屋の排気放射線モニタ装置（A・B）用サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	GⅢ	
17	その他	水処理設備 ろ過水ブースターポンプ入口導電率計用信号発信器の点検において、入出力精度の調整不可が認められたため、当該信号発信器を交換	GⅢ	
18	その他	使用済燃料輸送容器（キャスク）保管建屋地階の床ドレンサンプルポンプ出口配管溶接部に、水のにじみの痕跡が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	